

番号：141165

国名：南スーダン

担当：社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信グループ第二チーム

案件名：内水輸送運営管理能力強化プロジェクト終了時評価調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年3月中旬から2015年5月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.50M/M、合計 1.00M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	15日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2月4日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html）をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	8点
②業務実施上のバックアップ体制等	2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	45点
②対象国又は同類似地域での業務経験	9点
③語学力	18点
④その他学位、資格等	18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	南スーダン／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

50年にわたる内戦を終結させた2005年の和平合意を経て、スーダン南部では南部スーダン政府（Government of Southern Sudan: GOSS）が設立され、戦後復興が進むとともに、経済の再活性化に伴い、同地域では生活やインフラ開発に必要な北部スーダンおよび周辺諸外国からの物資輸入に対する需要が急増しており、安定的かつ効率的な物流の確保が経済社会基盤形成の鍵になるとともに、南北間の円滑な物流によって、さらなる和平促進への寄与も期待されている。

一方、南北を結ぶ幹線道路は未舗装かつナイル川沿いの大湿地帯を大きく迂回しており、輸送能力・効率が限定的であるため、紅海のポートスーダンから北部スーダン側の拠点港であるコステイ港を経由しジュバを結ぶ内水輸送が、ケニア・ウガンダルートとともに南部スーダンの復興を支える生命線となっている。

かかる状況を受け、我が国はジュバ港が南部スーダンの経済活動を支える物流の拠点としてふさわしい機能を備えるべく、同セクターに協力を行う唯一のドナーとして、和平合意後から施設改修および運営管理能力強化を一貫して支援してきている。

これまでに、開発調査・フォローアップ協力を通じ、バージ係留棧橋（35m）整備、クレーンの供与等を行い、荷役の機械化を一部導入している。また、同港の適切な運営管理を目的として、GOSS運輸道路省と中央エクアトリア州政府インフラ省（Central Equatoria State, CES）が合同で立ち上げたジュバ港管理組織（Juba River Port Administration, JRPA）に対する技術指導も行ってきている。

上述のとおり、ジュバ港は、近代港湾の萌芽時期にあり、近代化荷役を開始したところである。よって、港湾マネジメントの不在による非効率な荷役、タリフが適切に設定・徴収されないことによる独自財源の欠如、適切な施設管理の不在による施設の不完全な活用、安全性を軽視した荷役による事故の発生、統計データの不在による計画性の欠如など、河川港運営管理にかかる考え方、政府や管理組合の役割分担、運営管理の具体的手法にかかる知見、経験が国家的に必要とされており、技術協力プロジェクトの実施を要請した。

本プロジェクトは、ジュバ港の港湾管理能力の強化が継続されること、ジュバ港で強化された港湾管理運営能力が南部スーダン各港間で継続して共有されることの2つの協力分野からなる案件である。それぞれの分野で運輸省（MOT）をカウンターパート（C/P）機関として、2011年3月より2015年8月までの4年6ヶ月間の予定で実施されている。なお、2013年12月から2014年12月まで渡航禁止だったが、2015年1月より渡航再開となり、コンサルタント専門家を派遣して支援を実施中である。本プロジェクトは3フェーズにわかれており、JRPA職員の役割と責務の確立と適切な機能化、予算・決算制度の確立、ジュバ港の施設の適切な維持管理、安全で効率的な荷役、安全及び環境管理の適切な実施、港湾統計データの収集・更新と適切な活用、本プロジェクトで得られた知識の国内担当者への共有に向けた活動が行われた（第3フェーズについては渡航禁止期間に入ったため、日本国内で可能な作業のみ行った）。第1フェーズ終了時に実施された中間レビューでは、「OJT、タスクフォースにおける活動、日本・ケニア・スーダンでの研修やワークショップを通じて、JRPA職員の維持管理能力は徐々に向上し、既存施設を対象とした活動は計画通りに実施されており、またJRPA職員は、プロジェクト活動を通じ、自らイニシアティブを持って維持管理を行う必要性および重要性を理解している。一方、様々なプロジェクトの阻害要因があるため、プロジェクト期間後半においては、JRPA職員が無償資金協力により供与される予定の新規施設に対応できるようになるために、既存施設を用いて継続的に活動を行い、能力を強化していくことが重要である。」と結論づけられた。

今回実施する終了時評価調査は、2015年8月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2015年3月中旬～3月下旬)

- ① 既存の文献、報告書等(事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等)をレビューし、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。
- ② 既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド(案)(和文・英文)を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③ 評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、C/P機関、その他ベトナム側関係機関、他ドナー等)に対する質問票(英文)を作成する。
- ④ 対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間 (2015年4月上旬～4月中旬)

- ① JICA南スーダン事務所等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③ 南スーダン側C/Pと協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤ 国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及び南スーダン側C/P等とともに評価5項目の観点から評価を行い、評価報告書(案)(英文)の取りまとめを行う。
- ⑥ 調査結果や他団員及び南スーダン側C/P等からのコメント等を踏まえた上で、PDM及びPOの修正案(和文・英文)の取りまとめに協力する。
- ⑦ 評価報告書(案)に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑧ 協議議事録(M/M)(英文)の作成に協力する。
- ⑨ 現地調査結果のJICA南スーダン事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間 (2015年4月下旬～5月中旬)

- ① 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)を作成する。
- ② 帰国報告会に出席する。
- ③ 終了時評価調査報告書(和文)について、担当分野のドラフトを作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(1)～(3)のすべてとする。

- (1) 評価報告書(英文)
- (2) 担当分野に係る終了時評価調査報告書(案)(和文)
- (3) 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)

上記(1)～(3)については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します(見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい)。

(2) 戦争特約保険料

災害補償経費(戦争特約経費分のみ)の計上を認めます。「コンサルタント等契約などに

おける災害補償保険（戦争特約）について」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>) を参照願います。

(3) 一般管理費等率

本案件は、安全面で十分安定しているとはいえない地域において、通常とは異なる環境下における特殊な業務が必要とされます。このため、一般管理費等率の 10%を上限として加算して一般管理費等を計上することができるものとします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2015年4月2日～2015年4月16日を予定しています。

本業務従事者は、当機構の調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 評価分析 (コンサルタント)

また、終了時調査実施の時点で派遣中の専門家は、以下の予定です。

ア) 総括/港湾政策

イ) 安全管理/保安/港湾荷役

ウ) 施設持管理(土木)/研修計画/業務調整

エ) 施設維持管理(機械)

オ) 業務調整/港湾管理補助/研修計画

③便宜供与内容

当機構南スーダン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ及び長期専門家及びC/Pの同行

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を当機構社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信グループ第二チーム (TEL:03-5226-8144) にて配布します。

・中間レビュー調査報告書 (案)

・PDM (最新版)

②本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。

- ・ スーダン共和国 南部スーダン内水輸送運営管理能力強化プロジェクト 詳細計画策定調査報告書 (<http://staffopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000256625>)

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 南スーダン国内での作業においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICA南スーダン事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。

以上